

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設・拡充**・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課・企業行動課）

項目名	新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置の検討		
税目	—		
要望の内容	新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆なビジネスモデルや産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置について、新たな措置の新設や既存の措置の見直しも含め、幅広く検討を行う。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— （ — （ —	百万円 百万円 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本年4-6月期GDPの1次速報によれば、実質GDPは前期比7.8%減、年率換算で27.8%減となっており、リーマンショックの影響を受けた2009年1-3月期を超える過去最大の減少率となるなど、新型コロナウイルス感染症による日本企業への影響は甚大なものとなっている。</p> <p>一方で、海外では、既にDX（デジタルトランスフォーメーション）を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。</p> <p>日本企業の中には、With/Post コロナを見据え、「新たな日常」に対応した新商品・サービスの開発やDXの推進など、企業戦略を見直す動きが見られるものの、今回の新型コロナウイルス感染症による影響など、経済社会情勢の変化はこれまで以上に事業者にとって予見し難く不確実性の高いものとなっている。</p> <p>こうした足下の状況を踏まえれば、我が国企業が不確実性の高い「新たな日常」に適応するために行う一定の経営上のリスクを伴う取組を進めていくことについて、政府として、法律改正や予算・金融措置等と合わせたパッケージの一部として税制措置を講じ、もって日本企業の事業活動を継続する能力を高めることは、我が国の産業競争力の維持・強化の観点から必要である。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長 新陳代謝 技術革新</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～ (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>第3章 「新たな日常」の実現</p> <p>1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール） デジタル化の推進は、日本が抱えてきた多くの課題解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば社会全体の DX が「新たな日常」の原動力となる。デジタル化の遅れや課題を徹底して検証・分析し、この1年を集中改革期間として、改革を強化・加速するとともに、関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理する。</p> <p>(2) デジタルトランスフォーメーションの推進 Society5.0 の実現を目指してきた従来の取組を一步も二歩も進め、「新たな日常」の定着・加速に向け、各種支援や規制改革等を通じ、地域を含む社会全体の DX の実装を加速する。企業の DX に関する取組を促すため、経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして 2020 年度中に策定し、その普及を図る。大企業と中小企業間の取引のデジタル化や IoT、AI 等の活用による物流の最適化・効率化など、サプライチェーンにおけるデジタル化や AI、ロボットの導入を推進する。新しい生活様式を新たなビジネスチャンスとすべく、EC 販売の拡大など、非対面型ビジネスモデル転換への取組を支援する。地理空間（G 空間）情報の高度活用や衛星データの利用拡大を図る。（後略）</p> <p>3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上 (前略) デジタル化等の課題への対応により社会変革を牽引し、Society5.0 を世界に先駆けて実現するため、リーマンショック後の投資停滞を繰り返さないよう、新たな時代を切り拓き、真に社会と共にある科学技術・イノベーションを強力かつ戦略的に推進する。</p> <p>(2) 科学技術・イノベーションの加速 (前略) また、官民連携による戦略的な研究開発投資について、企業による外部研究資源の活用や目利き人材によるマッチングなどの取組の支援、官民連携主体の外部化の検討、スタートアップ企業への投資促進支援、大企業とスタートアップ企業の契約適正化やスピノフを含む事業再編を促進するための環境整備などを通じて、オープン・イノベーションを推進するとともに、イノベーション・エコシステムの維持・強化に向けた取組を推進する。（後略）</p> <p>5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築 感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靱化を進める。（後略）</p>
---	--	--------------------------	--

○成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）

第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応  
2. 今後の検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じ、これまでの、  
①一極・大都市集中で、デジタルトランスフォーメーション（DX）が遅れ、距離が意味を持つ経済社会、②特定の場所で問題が起これば全てのサプライチェーンが崩壊するような、短視眼で極限まで無駄がない経済社会、が問われている。

- ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の基本理念としては、  
①新しい働き方を定着させ（テレワーク・在宅勤務、時差出勤、兼業・副業等）、リモートワークにより地方創生を推進し、DXを進めることで、分散型居住を可能とする社会像、  
②変化への対応力があり、強靱性・復元力を持った長期的な視点に立った社会像、  
③企業も眼前の利益にとらわれず、長期的なビジョンに立った企業像、  
④脱炭素社会・循環経済の実現も含め、持続可能性を持った社会像、  
の設計が求められている。  
このため、例えば、以下の項目について、今後、検討を行う。

(5) 産業再生・事業再構築

- ①産業構造の変化  
・ビジネスモデルの変化、産業構造の変化への対応  
・特定の場所・国に依存しない、危機時に柔軟に対応できるサプライネットの構築  
②オープン・イノベーションの促進  
・スタートアップ企業との連携など、オープン・イノベーションを通じた大企業の事業変革  
・無形資産への投資

○統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第II部 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による我が国の難局への対応

第2章 具体的施策

3. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進と強靱で持続可能な社会・経済構造の構築～反転攻勢と社会変革～  
今般、社会生活の多くの側面に変更が強いられ、その過程において、我が国のデジタル化の遅れや社会システムの脆弱性が露呈した。

今後、新型コロナウイルス感染症の流行以前と全く同様な状況に戻るわけではなく、新型コロナウイルス感染症の存在を前提とした社会が継続する可能性が高い。しかしながら、リスクを最小化しつつ、一方で生産性の向上を図り、また人と人の豊かなつながりが維持される、ニュー・ノーマルとも言えるべき新しい日常を導入・実現していくことは可能であり、その大きな鍵がコミュニケーションや社会の有り様を大きく変革する可能性を持つデジタル・トランスフォーメーション（DX）である。

また、強靱で持続可能な社会・経済構造を構築していくためには、DXの推進とともに、脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計が求められている。

この困難を大きな契機として捉え、ニュー・ノーマルへの適用を果たすとともに、反転攻勢と社会変革に向けて、教育、研究、農業等のあらゆる業の非接触化や宇宙などの新たなデータ利用を推進するDXや、強靱で持続可能な社会・経済構造の構築を科学技術・イノベーションの力により進める必要がある。

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	—	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	